

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案 参照条文

- | | |
|--|---|
| ○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第二百三十九号）（学校教育法等の一部を改正する法律案
（今国会提出）による改正後）（抄） | 1 |
| ○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄） | 2 |
| ○ 司法試験法（昭和二十四年法律第二百四十号）（抄） | 2 |
| ○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄） | 2 |
| ○ 檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄） | 4 |
| ○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄） | 4 |
| ○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄） | 5 |
| ○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第二百五十二号）（抄） | 5 |

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）（学校教育法等の一部を改正する法律案（今国会提出）による改正後）（抄）

（国の責務）

第三条 国は、前条の basic 理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのつとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 (略)

（大学の責務）

第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのつとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

（法科大学院の認証評価等）

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価を行った認証評価機関から同法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第六条 (略)

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二・三 (略)

3 (略)

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し

、協議を求めることができる。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合は、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第一百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

○ 司法試験法（昭和二十四年法律第一百四十号）（抄）

（司法試験の目的等）

第一条 （略）

2 （略）

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

（司法試験の受験資格等）

第四条 司法試験は、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識

及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 商法

五 民事訴訟法

六 刑法

七 刑事訴訟法

八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む。)についての科目をいう。次項において同じ。)

4・5 (略)

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならぬ。

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

②（略）

○ 檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者
二・三（略）

② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者
二（略）
③（略）

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第一百三号）（抄）

（短答式による試験科目の一部免除等）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。

一・二 (略)

三 高等試験本試験に合格した者

四 司法試験に合格した者

2 (4) (略)

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

(受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一・二 (略)

三 司法試験に合格した者

四 公認会計士法第八条第一項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に合格した者又は当該試験を免除された者（当該試験の試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）

五 (略)

2 (4) (略)

○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）

(試験の免除)

第十条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。

一・三 (略)

四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験又は公認会計士試験を受け、その試験に合格した者 その試験において受験した科目（司法試験においては、民法）

3
五 (略)